

平成 28 年 9 月 16 日

各位



## 生命保険（特定保険契約）の手数料開示について

株式会社福邦銀行(頭取 渡邊 健雄)では、従来から「保険募集指針」に則って、お客さまの幅広いニーズにお応えするため、適切な情報提供と商品説明に取り組んでおります。

今回、当行におけるフィデューシャリー・デューティー（受任者責任）の実践にあたり、平成 28 年 10 月より保険会社の同意を前提に、当行が取扱いしている生命保険商品のうち特定保険契約(※)の代理店手数料について自主的に開示いたします。

代理店手数料は、保険会社から販売代理店である当行に支払われるものであり、お客さまから直接いただく費用ではありませんが、お客さまにより多くの判断材料に基づいて商品をご選択いただくため、開示することといたしました。

(※) 金融商品取引法の行為規制の一部が準用される、市場リスクを有する生命保険商品であり、具体的には「変額保険」「外貨建て保険」「市場価格調整機能を有する保険」が対象となります。

今後も、フィデューシャリー・デューティーの実践に向け、お客さまの利益に真に適う商品・サービスを提供し、信頼される銀行であり続けるべくお客さまの立場に立った施策を実践してまいります。

以上